

指定校変更許可基準

宝達志水町立小中学校では、それぞれ通学区域が定められており、原則として、住所地に基づき、指定された学校に就学することになります。

ただし、町教育委員会が相当な理由があると認める場合は、指定された通学区域以外の学校に就学する「指定校変更」を許可しています。

「指定校変更」を希望する児童生徒の保護者は、学校教育課へ「指定校変更申立書」を提出して下さい。その際、希望する許可事由によりその事由を証明できる書類の提示を求めることがあります。

学校教育法施行令第8条の規定に基づき定めた下記の基準により審査しますが、基準を一律的に適用するのではなく、総合的に判断し決定します。

※ なお、保護者は、指定校変更後の通学経路、通学方法を明確にし、通学途上の安全について全責任を負うことを前提条件とします。

事 由	判 断 基 準	期 限
住居に関する理由	町内転居 転居や一時的転居により指定校が変更になったが、引き続き従前通学していた学校を希望する場合	最終学年の場合 卒業まで その他の学年の場合 学年末まで 一時的転居の場合 入居予定日まで ※各学年の修了式以降は進級したものとみなす。
	住宅の購入等により、転居予定が確定している場合で、転居先の校区の学校へ通学を希望する場合	転居予定期日まで
地域の事情に関する理由	(1) 地理的条件により指定された学校に通学するのが困難と認められる場合 (2) 通学距離及び交通環境、通学上の安全上等から配慮を要すると認められる場合	卒業まで
家庭に関する理由	保護者の就労状況等により、下校後適正な養育に欠ける等との理由で預け先が他の学区にある場合	申し立て理由が解消する日まで ※許可対象は小学生に限る。 <u>毎年度更新とする。</u>
身体的理由	心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合	申立て理由が解消する日まで
教育的配慮	いじめ等により、児童生徒の心身の安全が脅かされている場合、深刻な悩みを持っている場合、または、心身の不調で不登校になっている場合等で、教育上学校の変更が適当であると認められる場合	当該事由が解消する日まで
その他の理由	その他特別の事情があり、教育委員会が特段の配慮が必要であると認めた場合	必要と認められる期間